## さんむ景観通信

第7号

平成 28 年 2 月発行

## 未来へとつなぐ さんむの景観

~手を携えて守り、創り、紡ぐ~





## ■「山武市景観条例」について■

市内には、九十九里浜やサンブスギに代表される丘陵地の自然的景観、広大な田園、屋敷林に囲まれた集落地など、多様な景観があります。この景観を守り、また、これからの景観を創り、次の世代へと引き継ぐために平成 27 年 3 月に「山武市景観計画」を策定しました。

景観計画に基づき取り組みを進めていく範囲は、市内全域です。

景観計画を効果的に運用していくため、「山武市景観条例」が平成 27 年 10 月 1 日に施行されました。施行に伴い、一定規模以上の行為を行う場合は、景観法に基づく届出が必要となります。

## ■なぜ景観に取り組むの?■

多様な景観は、長い時間をかけてじっくりと築きあげてきたものです。

しかし、人々の生活習慣や価値観の変化等によって、まちの姿は気づかないうち に変化していきます。



これから 20 年後、30 年後に無秩序なまちなみにならないよう、景観に配慮した取り組み(景観づくり)を進めていく必要があります。

そのためには、私たち一人ひとりの景観に対する意識や協力、そして、人々が景観に関わり続けることが欠かせません。

その意味を込めて、景観計画では次の理念や目標を定めました。

### ■目指す景観づくり■~理念・目標~

# 理念 未来へとつなぐ さんむの景観

~手を携えて守り、 創り、紡ぐ~

#### 目標1

想いをつなぐ

目標2

人と人をつなぐ

目標3

生業はりかいをつなぐ

山武市に暮らす誰もが、景観を身近に感じ、景観を取り巻く状況を 知りながら、次の世代へさんむの景観をつないでいきましょう。

山武市の景観づくりに関わる人々をつなぎながら、より大きな景観 づくりの流れを創っていきましょう。

想いをつなぎ、人と人をつなぎながら、生業に基づく自然や生活の 景観を次の世代につないでいきましょう。

次のページからは、景観づくりの考え方(心得・作法)やルール、届出についてお伝えします。

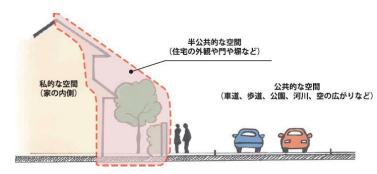
## ■景観づくりの心得と作法■

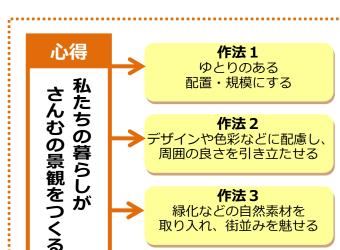
#### ~共有すべき"心得・作法"~

景観づくりを進めるには、豊かな自然環境や道路・公園・河川等の"公共的な空間"に加え、右の図のように、住宅の外観や門、塀など、外から眺めることのできる空間を"半公共な空間"と捉え、あわせて取り組む必要があります。

地域に暮らす市民や事業者、行政の間で共有す

べき"心得(常に心がけること)"、"作法(やり方・方法)"として意識してみましょう。





家を建てる際は、隣の家や周囲の自然との関係の中で、圧迫感を感じさせないよう、ゆとりのある空間を創出し、建物の高さや横幅、 道路との距離感等に配慮しましょう。

"向こう三軒両隣"との関係の中で、建物の形や色、素材について、 周囲の良さを引き立たせるような配慮をしながら、山武らしい雰囲 気を醸成していきましょう。

まちなみの連続性が途切れないよう、槙の生け垣や屋敷林のような 身近な自然を取り入れながら、建物の外周や規模の大きな駐車場な どの緑化を進めましょう。また、エアコンの室外機などの付帯施設 についても、見え方に配慮しましょう。

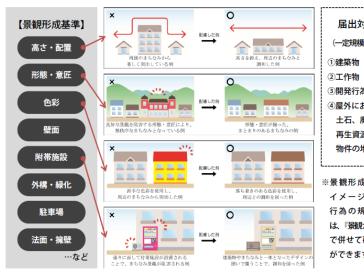
## ■景観づくりのルール■~景観形成基準~

建築物などの景観形成に関わるすべ ての行為について、景観に配慮するこ とになります。

このため、市民・行政・事業者が共 有する景観配慮事項として、景観形成 基準を定めます。

景観形成に大きな影響を与える一定 規模以上の行為に対しては届出が必要 です。

届出の対象とならない行為について も、良好な景観の形成に努めましょう。



届出対象行為
(一定規模以上の行為)
①建築物
②工作物
③開発行為
④屋外における
土石、廃棄物、
再生資源その他の
物件の堆積

※景観形成基準の具体 イメージや届出対象 行為の規模について は『景観ガイドライン』 で併せて確認すること ができます。

#### "重点地区"

景観形成・保全に重点的に取り組む地区です。

駅前広場や駅南口線の整備をはじめ、建替えなどによる新たなまちなみ景観の形成が期待される「成東駅南側周辺地区」を指定しています。

市全域の景観形成基準に加え、よりきめ細やかな配慮 事項があります。



## ■届出の対象となる行為■

周囲のまちなみから

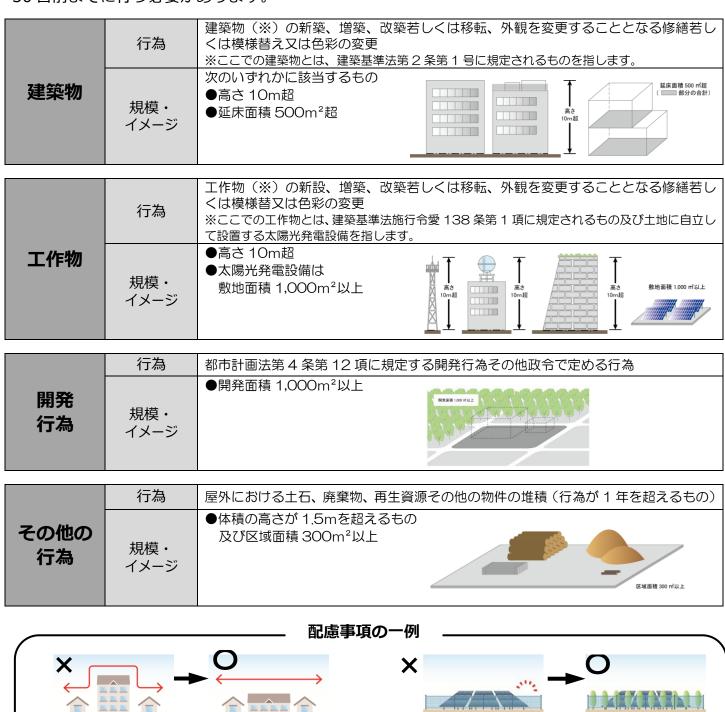
著しく突出している例

彩度や明度の高い色彩を

建築物全体に使用した例

X

景観区域内(市内全域)で、次の行為を行おうとする場合、景観法に基づく届出を行為着手の 30日前までに行う必要があります。



■届出後の審査でその行為が「景観形成基準」に適合しないと認める時は、市は設計の変更やその他必要 な措置をとることを勧告することになります。

金網等の透過性のある柵で囲われ、

植栽が施されていない例

通りから目立つ例

\_\_\_\_

高さを抑え、周囲のまちなみと

調和した例

彩度や明度の高い色彩を、建築物の

一部分に強調色として使用した例

目隠しになる植栽等を施すことで、

生け垣の他、花などを植栽するこ

とで、緑の連続性を確保した例

周囲の景観との調和に配慮した例

■景観形成基準や届出の詳細は、「山武市景観ガイドライン」(冊子)や、市ホームページをご覧ください。

## 「山武市景観計画」とは?■

市の景観の目指すべきビジョンを提示し、景観づくりの施策の基本的事項を定めたものです。

良好な景観を形成するための目標や方針のほか、景観形成について市民・行政・事業者が配慮す べき点を示した景観形成基準、一定規模以上の建築など、景観に影響を与える行為に対する届出制 度(3ページを参照)などを定めています。

景観計画に基づき取り組みを進めていく範囲(景観計画区域)は、山武市全域です。

理念と3つの目標(1ページを参照)を踏まえ、類型別方針とゾーン別方針を定めています。

#### 類型別方針(景観資源を地形や歴史などの特徴に整理した方針)

【水・緑】 自然を保全しつつ、新たな魅力をつくる

【暮らしの場・まちなみ】 暮らしの場を守り、まちなみの作法をつくる

【歴史・文化】 歴史・文化を守り、後世につなぐ

【活動・人の営み】 生業(なりわい)・人々の活動の輪をつなぐ

【眺望】 広がりのある眺望を守る



#### ●**ゾーン別方針**(地域の景観特性を活かした方針)

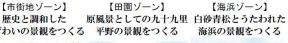


【丘陵ゾーン】 山と共生した 景観をつくる



【市街地ゾーン】

【田園ゾーン】







## ■身近なことからやってみよう!

"景観づくりの視点"をヒントに、一人ひとりができること、身近なことから始めてみませんか。

## 身近に景観を感じる

#### ~すぐ近くにあります~ 🔳 🗐

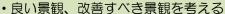


- ・徒歩や自転車で市内を散策する
- ・生物や植物等、自然を観察する
- ・高台や平野部からの眺めを楽しむ
- ・地域の風景を題材に写真を撮る など

### 景観の状況を知る

#### ~景観を意識してみると…~





景観に関するセミナーやワークショップ に参加する など

### 自ら体験・実践する

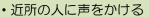
#### ~自宅でもできます~

- ・庭先の掃除、美化をする
- 市外から訪れた人に地域を案内する
- ・興味のある活動に参加する
- ・公園や海岸でのマナーを守る など



## 取り組みの輪を広げる

#### ~みんなで取り組みましょう~ ♥



- より多くの活動やイベントに参加する
- ・他の団体と協力して企画やイベントを 開催する など

#### さんむ景観通信 第7号 (平成28年2月発行)

発行者 山武市 都市建設部 都市整備課 (〒289-1392 山武市殿台 296 番地) 電 話 0475-80-1191 / E-mail toshiseibi@city.sammu.lg.jp ホームページ http://www.city.sammu.lg.jp/



# 景観づくりの視 点